



広島県安芸高田市 一人がつながる田園都市 安芸高田—
ニュースリリース
通知日：令和 4 年 11 月 28 日

担当課：政策企画課 担当：深井
TEL 0826- 42-5612 FAX 0826- 42-4376

自治懇談会の開催要件の変更について

1. 自治懇談会とは

- ・市長等が市内に出向き、市政に対する説明を行い、市民の意見を広く求める懇談会のうち、住民自治組織の代表からの申出により開催するもの。
- ・地域住民が事前にテーマを設定し、市長及び市執行部とそのテーマについて議論する。

2. 開催状況

2017 年度	3 回
2018 年度	1 回
2019 年度	2 回
2020 年度	開催せず
2021 年度	開催せず

3. 変更点

自治懇談会の開催にあたり、市議会議員の出席は任意であったが、1名以上の市議会議員が出席することを要件とする。

■安芸高田市協働のまちづくり懇談会開催要綱 主要な改正点

改正後	改正前
(自治懇談会の開催等) 第 4 条 自治懇談会は、自治組織の代表(以下「会長」という。)からの申出により、市長及び市長が指定する職員が自治組織に出向き開催する。なお、自治懇談会には、1 名以上の市議会議員が出席することを要件とする。	(自治懇談会の開催等) 第 4 条 自治懇談会は、自治組織の代表(以下「会長」という。)からの申出により、市長等が自治組織に出向き開催する。_____
	2 自治懇談会に出席する者は、市民並びに市長及び市長が指定する職員とする。

4. 変更理由

二元代表制の観点から、自治懇談会には市民の代表である市議会議員も出席することが望ましいため。